

ハーグ条約に基づく国際的な子の返還について(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは、弁護士の上野祥吾です。

今回は、ハーグ条約による、国際的な子どもの返還についてお話をさせていただきます。

日本国内において、連れ去られた子どもを取り返す手続については、別の動画を作っておりますので、そちらをご参照ください。概要欄にもリンクを貼っておきます。

今回のお話についてですが、例えば、夫婦の仲が悪くなって、昔的な言い方をすれば「実家に帰らせていただきます。」という感じで、妻が子どもを連れて実家に帰ってしまうというような話を聞かれたことがあるかと思います。昔の小説やドラマなどでもよく出てきたかと思います。

もちろん、逆に、夫が子どもを連れて実家に帰ってしまう、ということもありますが、ここでは妻が子どもを連れて実家に帰ってしまった場合を例に挙げます。

そして、妻が、夫の同意を得ないで、勝手に子どもを連れて実家に帰ってしまったとしても、日本の法律実務では、妻は原則としては誘拐罪にはなりませんし、必ずしも違法ではないと考えられています。

それでは、夫婦が海外に住んでいる場合はどうでしょうか。

例えば、アメリカに住んでいる夫婦がいて、夫婦の仲が悪くなって、妻が夫の同意なく、子どもを連れて日本の実家に帰ってしまった場合も、日本の法律実務では同じように、この妻の行為は原則としては違法ではない、ということになります。

そのため、アメリカにいる夫が、子どもを返して欲しいと思った場合には、日本の家庭裁判所に子どもを返して欲しいという裁判を行うことが考えられるのですが、日本がハーグ条約に加盟する前は、どちらが監護権者、すなわち、お子様と同居して世話をする者として適切か、という争点になりまして、この例でいえば、例えば妻が日頃子どもの世話をしている、夫が外で働いているという家庭の場合には、日本の裁判所は原則として妻を監護者とする人が多いと思いますので、その場合、夫は子どもをアメリカに連れ戻すことはできない、という状態になっていました。

日本人からすればそんなの当たり前じゃないか、と思うところもあるのですが、欧米ではそれは当たり前ではないということで、日本がハーグ条約に加盟する前は、日本は、ハーグ条約加盟国から誘拐天国みたいな言い方をされてきました。

そして、日本は、ハーグ条約加盟国からは、早くハーグ条約に加盟しろ加盟しろとずっと言われていて、2014年4月1日に加盟しました。

ハーグ条約は、正式には、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」という面倒くさい名前なのですが、これは外国語の直訳なので、面倒な名前になっています。

ところで、そもそも「条約」とは何か、といいますと、「法律」というのは国内のルールなのですが、「条約」というのは国家間での約束を定めたものになります。そして、条約を破ると、他の加盟国から、色々と制裁を受ける可能性がありますので、条約は締結したら守る必要がある、ということになります。

そして、日本は、ハーグ条約に加盟したことで、ハーグ条約を守るために、ハーグ条約を実施するための法

律である「ハーグ条約実施法」を作って、詳細なルールを定めています。

そして、この動画では、とくにハーグ条約実施法に基づいて子どもの返還を求める場合の概要を説明致します。

ハーグ条約実施法が、子どもの返還の手続として対象としているパターンには2つありまして、1つが「不法な連れ去り」で、もう1つが「不法な留置」になります。

それぞれ簡単に言いますと、不法な連れ去り、というのは、先ほどの例でいいますと、妻が、夫の同意を得ずに、子どもを、それまで住んでいた国から他の国に連れ出すことです。

不法な留置というのは、例えば、妻が夫に、何月何日までにアメリカに戻るよ、と言って、子どもと一緒に日本に里帰りをして、その後、約束の日を過ぎても子どもをアメリカに帰さなかった、というような場合です。

そして、ハーグ条約実施法は、こうした「不法な連れ去り」や「不法な留置」が行われた場合に、子どもを連れ去られた親による、「子の返還申立て」の手続きを定めています。

例えば、先ほどの例でいえば、結婚してアメリカに住んでいた夫婦の関係が悪化し、妻が、夫の同意を得ずに子どもを連れて日本に帰国した場合は、子どもを連れ去られた夫は、「不法な連れ去り」であるとして、ハーグ条約実施法に基づいて、日本の東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所に、子の返還申立てを申し立てることができます。

それでは、ハーグ条約に加盟する前と何が違うか、と言いますと、ハーグ条約に基づく子の返還申立ての手続では、夫婦のうちどちらが監護権者として適切か、ということが争点にならないのです。そのため、この例でいえば、原則として、夫が非常に簡単な内容を証明すれば、日本の裁判所が、子どもをもといた国に返しなさいという決定を出すことになります。

それでは、この場合、子どもを連れ去られた親、先ほどの例で言えばアメリカにいる夫は、まず、何を証明しなければならないのでしょうか。

これも簡単に言えば、①子どもが16歳未満であること、②子どもが日本国内にいること、③子どもがもといた国の法令によれば、連れ去りや留置が、夫の監護権を侵害するものであること、④連れ去りの時又は当該留置の開始の時に、もといた国が条約締結国であったこと、の4つになります。

そして、ハーグ条約ではあくまでも子の返還を原則にしているため、ハーグ条約締結国間の子の移動であれば、この4つの事由は比較的簡単に証明ができることになっています。

なかでも、③は、子どもがもといた国の法律を調べる必要があるのですが、参考情報として、外務省ウェブサイトにも、親権・監護権に関する各締結国の法令が掲載されています。

また、②については、日本の外務省が子どもの所在調査を行い、裁判所に開示することになっていますので、子どもの所在がはっきりしなくても、子どもが日本にいたのであれば、子の返還申立手続を進めることができることになります。

もともと、ハーグ条約に加盟する際にも議論の対象となりましたが、海外から子どもを連れて日本に帰国する方というのは、例えば海外において、子どもや自分がDVすなわち家庭内暴力を受けていたりして、とにかく生命、身体を守るために帰ってくる、ということがよくあります。

そこで、そういった場合にも常に子どもをもといた国に返すべきなのかという問題があるため、ハーグ条

約とハーグ条約実施法は、子の返還拒否事由というのを定めています。

その返還拒否事由のなかでとくに問題となるのが、もといた国に子どもを返還することによって、子どもの心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険がある場合、という返還拒否事由になります。

ですので、この返還拒否事由を主張する場合には、もといた国において、配偶者から子どもやご自身が暴力などを受けていたことを証明する証拠をなるべく多く集めておく必要があります。

ただ、このハーグ条約は、加盟してからまだそれほど時間が経っていないので、私の個人的な印象ですが、日本の家庭裁判所は、原則返還という傾向が非常に強いと思います。

さて、この動画では、私はずっと「もといた国」という言い方をしていたのですが、これは実は正確ではなく、正確には、「常居所地国」という言葉になります。

ものすごく変な言葉なのですが、この「常居所地国」というのは、単に前に住んでいた国、というのではなく、過去の裁判例からすれば、裁判所は、居住期間、居住目的、居住状況、当事者（親）の意向、当事者（親）の国籍や仕事、子の使用言語や通学、通園のほか地域活動への参加等による地域社会との繋がり、子が滞在地の社会的環境に適応順化していたか、当事者共通の子の監護方針、自宅、住民票、仕事の状況、子の通学状況等様々な要素を総合して、「常居所地国」を認定しています。

そして、過去の日本の裁判例を見てみると、ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立てが却下される場合というのは、先ほどご説明した子どもに対する「重大な危険」という返還拒否事由よりも、その外国が子の「常居所地国」ではないという判断をしていることが多いようです。

また、ハーグ条約の手続で注意しなければならないのは、ハーグ条約に基づく子の返還申立ての手続きは、裁判所によって子の返還が認められたとしても、それは、子どものもといた国への返還が命じられるだけであり、子を連れ去られた親、すなわち、先ほどの例で言えば夫との同居を命じるものではありません。そのため、例えば、先ほどの例において、子を連れ去られたアメリカ在住の夫の申し立てによって、日本の裁判所により、子どもを日本に連れ帰った妻に対してアメリカへの子の返還が命じられたとしても、理論的には、妻としては、子どもをアメリカに連れて行ってアメリカで子どもと同居し、アメリカ在住の夫とは別居しても構わないことになります。

そして、ハーグ条約においては、もといた国で、夫婦のどちらが監護権者として適切か、といった問題を解決することを求めていることになります。

ただ、実際には、アメリカ在住の親が連れ去りを誘拐罪であるとしてアメリカで刑事事件にしている場合や、日本にいる親がアメリカで生活できる資金がない場合にはそうもいかない、という問題があります。

その他、ハーグ条約の詳細は、弊事務所のウェブサイトにも記載しておりますので、是非、そちらもご覧ください。

それでは、最後までご覧いただきまして、誠にありがとうございました。